

広島市デジタル化推進支援業務に係る 公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市デジタル化推進支援業務
- (2) 業務内容
別紙「広島市デジタル化推進支援業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日
- (4) 委託料の上限額
本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。
63,800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
内訳
令和3年度 22,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
令和4年度 20,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
令和5年度 20,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (5) 事業担当課
企画総務局行政経営部情報政策課（北庁舎4階）
住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話：082-504-2671（直通）
FAX：082-504-2637
E-mail：info-sys@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。共同企業体での参加は、代表者が(1)から(7)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(5)の要件を満たす場合に限り認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 広島市競争入札参加資格の「令和2年・3年、4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

ただし、これにより難しい場合は、次の要件の全てを満たしている者であること。（併せて会社概要（様式5）を提出すること。）

- ア 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、広島市に納税義務がない場合は、申立書（様式2）を提出すること。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 本件業務の従事者は平成28年4月以降、国、都道府県又は政令指定都市において、下記に掲げるア、イ又はウの業務の従事実績を有すること。
 - ア 情報システムのプロジェクト管理に関する業務
 - イ 情報システムの導入、改修、運用等の協議に係る審査に関する業務
 - ウ 情報化の推進に関する計画策定支援業務
- (7) 落札者又は本件業務の従事者が所属する部署等は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること。

3 公募型プロポーザル参加申込

- (1) 申込期間
公示日から令和3年4月9日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出場所
前記1(5)に同じ。
- (3) 提出方法
公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）、履行実績調書（様式3）及び従事者の証明書（様式4）を作成し、前記1(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。なお、複数の事業者で構成する共同体として応募する場合は、共同体を構成する全ての事業者に係る書類を提出すること。なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 参加資格確認結果の通知
資格確認後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

4 質問の受付と回答

- (1) 提出期限
令和3年4月2日（金） 午後5時15分
- (2) 提出場所
前記1(5)に同じ。
- (3) 提出方法
仕様書等に関する質問書（様式6）を作成し、電子メールにて提出すること。
- (4) 質問に対する回答
質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページに掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の構成

ア 表紙

「広島市デジタル化推進支援業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること。ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には、社標など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

イ 企画提案

- ・ 仕様書に示す本市の要求事項を基本として、提案者の経験や知見を活用し、本業務が最大限成果を上げるための提案を行うこと。
- ・ 記載に当たっては、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、写真、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。
- ・ 仕様書に示す本市の要求事項に対し、別紙「広島市デジタル化推進支援業務に係る提案依頼事項」に示す各項目の記載内容に基づいて記載すること。

(2) 業務見積書の提出

企画提案書とともに業務見積書を業務費内訳の確認のため提出すること。ただし、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求める。

(3) 提出部数等

ア 提出部数 正本 書面1部

副本 書面10部、電子データ（CD-R等の記録媒体に保存したもの）1部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦書きとし、20頁以内とする。（表紙及び目次は含めない。）
（資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさを三ツ折にすること。）

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

(4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和3年4月16日（金） 午後5時15分

イ 提出場所 前記1(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限り、期限までに必着のこと。）により提出すること。

6 企画提案書の説明

企画提案書の説明は令和3年4月23日（金）に広島市内で開催することを予定しており、時間、場所については別途通知する。

参加者による提案内容の説明は40分、質疑応答は10分として実施することを予定している。なお、追加資料の配布は認めない。

※ 企画提案書の説明者は、原則執務担当者が行うこと。また、各提案者の説明者は3名以内とすること。企画内容等をプロジェクターなどに投影し、説明することは可とする。

7 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、広島市デジタル化推進支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査基準

別紙「広島市デジタル化推進支援業務に係る提案依頼事項」に示す評価基準による。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本業務の契約の受託候補者として特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、特典の総計が最も高い提

案内容が、本市の求める最低水準（6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

8 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後、最優秀提案者の商号又は名称について、広島市ホームページで公表する。

9 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

10 その他

(1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。

(5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位

を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

11 問い合わせ先

前記 1 (5)に同じ。